

第9回十勝中央合併協議会資料

協議第28号	介護保険事業の取扱い	1ページ
協議第29号	建設関係事業の取扱い	15ページ
協議第30号	下水道関係事業の取扱い	23ページ

「協議第28号 介護保険事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-8 介護保険事業の取扱い
調整の内容	<p>1 介護保険事業計画については、平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>2 第1号被保険者の介護保険料については、合併する年度は現行のとおり新町に引き継ぐものとし、次期介護保険事業計画に基づき平成18年度に統一する。 介護保険料の普通徴収の納期については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統合する。</p> <p>3 介護保険料減免制度については、事業のあり方について、合併時まで調整する。</p> <p>4 介護保険利用者負担軽減制度については、次の区分により調整する。 (1) 国の制度については、忠類村の例により、合併時に統合する。 (2) 町村独自の制度については、合併時に再編する。</p> <p>5 居宅介護支援事業所については、合併時に再編する。</p>

一

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護保険事業計画	<p>【幕別町介護保険事業計画】 老人保健計画及び老人福祉計画と一体的に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 3年ごとに見直し ・計画の概要 介護保険制度の円滑な遂行を図るため、サービス提供体制の確保や効率的な制度運営の実施に関する計画 	<p>【更別村介護保険事業計画】 老人保健福祉計画と一体的に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 3年ごとに見直し ・計画の概要 介護保険制度の円滑な遂行を図るため、サービス提供体制の確保や効率的な制度運営の実施に関する計画 	<p>【忠類村介護保険事業計画】 老人保健福祉計画と一体的に策定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成14年度 ・計画期間 平成15年度～平成19年度 3年ごとに見直し ・計画の概要 介護保険制度の円滑な遂行を図るため、サービス提供体制の確保や効率的な制度運営の実施に関する計画 	<p>平成18年度からの次期計画を新町において策定する。ただし、次期計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護保険料減免制度	該当なし	該当なし	<p>【対象者】 65歳以上の高齢者のみの世帯に属する第1号被保険者で、世帯員の収入が次に掲げる額以下で、かつ世帯員保有の資産等を活用しても生活に困窮していること(生活保護受給世帯は除く)</p> <p>単身世帯 65万円 2人世帯 110万円 3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額</p> <p>【減免額の割合】 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者(老齢年金受給者等) 保険料の額の3分の2 介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者(市町村民税非課税世帯) 保険料の額の2分の1</p>	事業のあり方について、合併時まで調整する。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
介護保険利用者 負担軽減制度				
国の制度	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス 訪問介護事業 ・対象者 所得税非課税世帯で介護保険法施行前の概ね1年間に障害者施策のホームヘルパーの派遣を利用していた者で介護保険の対象となった者等 ・軽減額 利用者負担の10分の7 <p>【社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象サービス ア.訪問介護サービス イ.通所介護サービス ウ.短期入所福祉施設サービス エ.指定介護老人福祉施設サービス ・対象者 町民税非課税世帯で、老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者に準ずる者 生活保護受給者を除く 	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業】</p> <p>幕別町と同一</p>	<p>【障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業】</p> <p>幕別町と同一</p> <p>【社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置事業】</p> <p>幕別町と同一</p>	<p>忠類村の例により、合併時に統合する。</p>

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
介護保険利用者負担軽減制度（つづき）	国の制度（つづき）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減免額 利用者負担の2分の1軽減から免除まで（社会福祉法人等が減免） ・ 町負担額 減免総額から、利用者負担の1%を控除した額の2分の1 		<p>【離島等地域における特別地域加算に係る利用者負担額軽減措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス 訪問介護サービス ・ 対象者 村民税本人非課税者 生活保護受給世帯を除く ・ 減免額 利用者負担の10分の1（社会福祉法人等が減免） ・ 村負担額 減免総額から、利用者負担（特別地域加算相当分）の1%を控除した額の2分の1 	
	町村独自の制度	<p>【訪問介護利用者に対する軽減措置事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス 訪問介護サービス ・ 対象者 生計中心者の所得税非課税世帯 	<p>【介護保険サービス利用者負担額軽減事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス 訪問介護サービス 訪問入浴・通所介護サービス ・ 対象者 村民税非課税世帯（生活保護 	<p>【介護支援助成事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 対象サービス 居宅サービス 施設サービス ・ 対象者 65歳以上の高齢者のみの世帯 	合併時に再編する。

区 分		現 況			調整の具体的内容
		幕別町	更別村	忠類村	
介護保険利用者負担軽減制度（つづき）	町村独自の制度（つづき）	<p>で介護保険法施行後の利用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 軽減額 利用者負担の10分の4 	<p>受給世帯を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成額 訪問介護サービス 利用者負担の10分の7以内 訪問入浴介護・通所介護サービス ア. 利用者の資産等が372万円以上の者 利用者負担の10分の5以内 イ. 利用者の資産等が372万円以下の者 利用者負担の10分の7以内 	<p>で、世帯の収入が次に掲げる額以下の世帯（生活保護受給世帯を除く）</p> <p>単身世帯 65万円 2人世帯 110万円 3人以上世帯 3人以上の世帯員の人数に45万円を乗じて得た額に110万円を加えた額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 助成額 介護保険法施行令第38条第1項第1号に掲げる者（老齢年金受給者等） ア. 居宅サービス利用者負担の全額 イ. 施設サービス利用者負担の2分の1 介護保険法施行令第38条第1項第2号に掲げる者（市町村民税非課税世帯） ア. 居宅サービス利用者負担の2分の1 イ. 施設サービス利用者負担の3分の1 	
	居宅介護支援事業所	<p>【幕別町居宅介護支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施地域 幕別町全域 	<p>該当なし 更別村社会福祉協議会が事業所指定を受けて運営</p>	<p>【忠類村居宅介護支援事業所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施地域 忠類村全域 現在、休止中 	

介護保険制度の概要

だれもが介護が必要になっても安心して、自分らしく暮らせる老後を望んでいます。本格的な高齢化社会を迎えている我が国では、介護が必要な高齢者が急速に増え、家族だけで介護することは難しくなっています。こうした介護を社会全体で支える「介護保険制度」が平成12年4月1日からスタートしました。

制度の運営主体

最も身近な行政単位である市町村が保険者として制度を運営します。

制度に加入する方

40歳以上の方が、介護保険の被保険者となります。

被保険者は、年齢により2種類に分けられます。

第1号被保険者：65歳以上の方

第2号被保険者：40歳以上65歳未満の方で医療保険に加入している方

サービスを受けられる方

日常生活において常に介護を要する寝たきりの状態等（要介護状態）や、食事や身じたくなど日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）になった方です。

本人の心身の状態により、要介護状態等が次の6つのランクに分けて設定されています。

区分	平均的な状態例
要支援	・居室の掃除や入浴など身の回りの世話の一部で何らかの介助を必要とする方 ・立ち上がりや片足での立位保持に何らかの支えを必要とすることがある方
要介護1	・身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話の一部で何らかの介助を必要とする方 ・立ち上がりや片足での立位保持に何らかの支えを必要とする方 ・問題行動や理解力の低下が見られることがある方
要介護2	・身だしなみや居室の掃除など身の回りの世話全般に何らかの介助を必要とする方 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作に何らかの支えを必要とする方 ・排泄や食事に何らかの介助を必要とする方
要介護3	・身だしなみや居室の掃除など身の回りのことが自分一人ではできない方 ・立ち上がりや片足での立位保持などが自分一人ではできない方 ・排泄が自分一人ではできない方 ・いくつかの問題行動や理解力の低下がみられることがある方
要介護4	・立ち上がりや片足での立位保持などがほとんどできない方 ・歩行や両足での立位保持などの移動の動作が自分一人ではできない方 ・排泄にほとんどの介助が必要である方 ・多くの問題行動や全般的な理解力の低下がみられる方
要介護5	・歩行や両足での立位保持などの移動の動作がほとんどできない方 ・排泄や食事にほとんどの介助が必要である方 ・多くの問題行動や全般的な理解力の低下がみられる方

利用できるサービス一覧

介護保険で利用できるサービスには、在宅サービスが16種類、施設サービスが3種類あります。

在宅サービス（要介護者、要支援者が利用できます。）

訪問によるサービス	
	訪問介護（ホームヘルプサービス）
	訪問入浴介護
	訪問看護
	訪問リハビリテーション
	居宅療養管理指導
通所して受けるサービス	
	通所介護（デイサービス）
	通所リハビリテーション
	短期入所生活介護（ショートステイサービス）
	短期入所療養介護
その他の在宅サービス	
	痴呆対応型共同生活介護
	特定施設入所者生活介護
	福祉用具貸与
	福祉用具購入
	住宅改修
	居宅介護支援
	市町村特別給付

要支援者は、痴呆対応型共同生活介護を利用することができません。

施設サービス（要介護者が利用できます。）

生活介護が中心におこなわれる施設	
	介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
介護・リハビリが中心におこなわれる施設	
	介護老人保健施設
医療が中心におこなわれる施設	
	介護療養型医療施設

サービスの利用料

介護保険サービスを利用したときは、かかった費用の1割を自己負担することになります。また、施設に入所した場合は、費用の1割のほかに食事代なども負担しなければなりません。

また、介護保険サービスは、無制限に利用できるものではなく、要介護度に応じた上限額が設定されています。

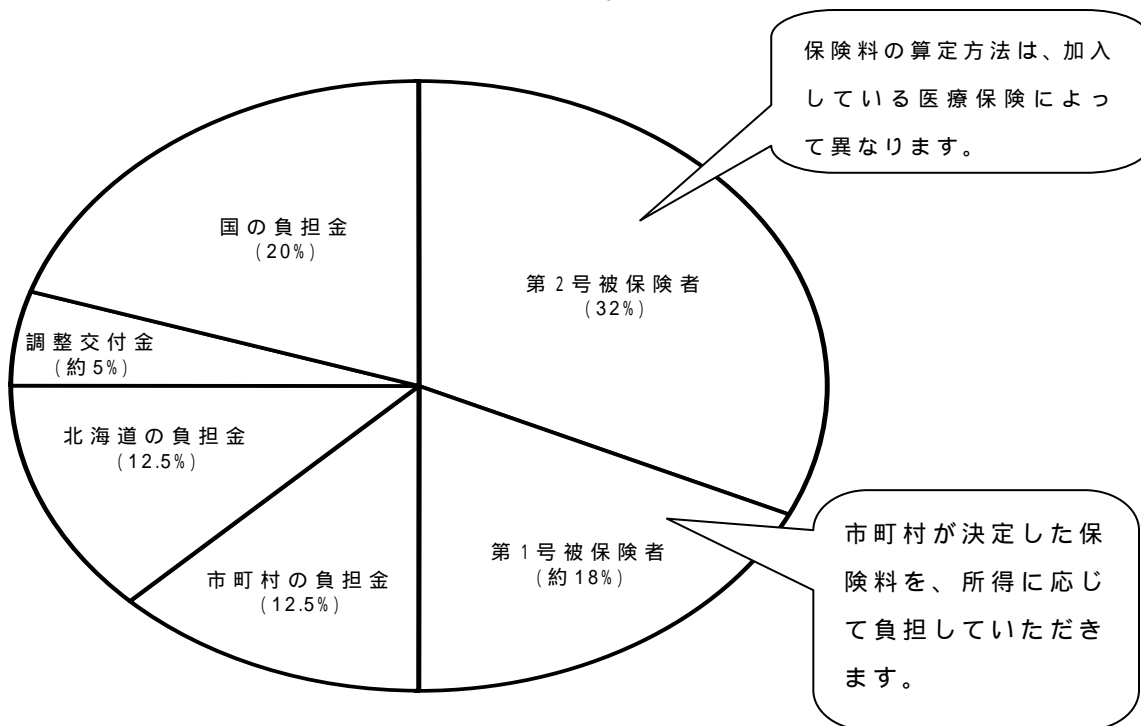
この利用（支給）限度額の範囲内で介護保険サービスを利用したときは1割の自己負担で利用できます。しかし、利用（支給）限度額を超えて介護保険サービスを利用したときは、超えた分を全額自己負担しなければなりません。

負担が高額になったとき

1カ月あたりの自己負担分が一定の限度額を超えた場合には、高額介護サービス費として、超えた分が払い戻され、低所得者の方には、その限度額が減額され負担が重くなりすぎないような仕組みになっています。

介護保険費用と保険料

介護保険にかかる費用は、利用者が介護サービスを利用するときの1割負担を除いた（9割相当分）半分を公費（税金）で負担し、半分を保険料で負担することとされています。



上図は1割の利用者負担控除後の9割分の負担割合。

第1号被保険者の保険料（65歳以上）

市町村の介護サービス水準（サービス量や利用者数）が大きく影響し、これに必要な介護保険費用の約18%分を市町村の65歳以上人口で人数

割りして算定します。(サービス水準が高ければ、介護保険にかかる費用全体を押し上げ、保険料も高くなります。)

保険料は、年金を年額18万円(月額1万5千円)以上受給されている方は、年金から天引きされることとなります。年金が年額18万円未満の方は、口座振替などで納めていただくこととなります。

第2号被保険者の保険料(40歳~64歳)

加入している医療保険の算定方法に基づいて算定され、医療保険料と一緒に徴収されます。保険料は、いったん社会保険診療報酬支払基金に集められた後、介護保険費用の32%分が社会保険診療報酬支払基金から市町村へ交付されます。(平成15~17年度については、政令に32%と規定されています。)

第1号被保険者の保険料

保険料は、次のように所得に応じて保険料の年額を算定します。

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階
区分	世帯全員が市町村民税非課税で本人が生活保護・老齢福祉年金受給者等	世帯全員が市町村民税非課税	市町村民税課税世帯で本人が市町村民税非課税	本人が市町村民税課税(合計所得金額が200万円未満)	本人が市町村民税課税(合計所得金額が200万円以上)
	A円×0.5	A円×0.75	A円×1	A円×1.25	A円×1.5

A円は、保険料基準月額に12月を乗じた額です。

保険料の年額は、算定した額の100円未満の端数を切り捨てます。

介護保険事業の取扱いに関する法令

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（介護保険）

第2条 介護保険は、被保険者の要介護状態又は要介護状態となるおそれがある状態に関し、必要な保険給付を行うものとする。

2 前項の保険給付は、要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう行われるとともに、医療との連携に十分配慮して行われなければならない。

3 第1項の保険給付は、被保険者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、被保険者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者又は施設から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

4 第1項の保険給付の内容及び水準は、被保険者が要介護状態となった場合においても、可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮されなければならない。

（保険者）

第3条 市町村及び特別区は、この法律の定めるところにより、介護保険を行うものとする。

（基本指針）

第116条 厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

介護給付等対象サービスを提供する体制の確保に関する基本的事項

次条第1項に規定する市町村介護保険事業計画において同条第2項第1号の介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村介護保険事業計画及び第118条第1項に規定する都道府県介護保険事業支援計画の作成に関する事項

その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、あらかじめ、総務大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（市町村介護保険事業計画）

第117条 市町村は、基本指針に即して、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

前号の介護給付等対象サービスの種類ごとの見込量の確保のための方策

指定居宅サービスの事業又は指定居宅介護支援の事業を行う者相互間の連携の確保に関する事業その他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項

その他介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るために市町村

が必と認める事項

- 3 市町村介護保険事業計画は、当該市町村の区域における要介護者等の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人要福祉計画、老人保健法（昭和57年法律第80号）第46条の18に規定する市町村老人保健計画その他の法律の規定による計画であって要介護者等の保健、医療又は福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、被保険者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かななければならない。
- 7 市町村は、市町村介護保険事業計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

（保険料）

- 第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（財政安定化基金拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。
- 2 前項の保険料は、第一号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。
 - 3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第一号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
 - 4 市町村は、第1項の規定にかかわらず、第二号被保険者からは保険料を徴収しない。

先進事例

西東京市(東京都)

- (1) 第1号被保険者の保険料、国民健康保険に加入している第2号被保険者の保険料については、新市において保険料統一の検討を行い、合併翌年度より新保険料を設定。ただし、合併年度についてはそれぞれ旧市の例による。
- (2) 第1号被保険者の普通徴収の納期、国民健康保険に加入している第2号被保険者の納期については、田無市の例による。ただし、合併する年度についてはそれぞれ旧市の例による。

さぬき市(香川県)

- (1) 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し統一を図る。
- (2) 納期は、国民健康保険税の納期を考慮し、統一を図る。
- (3) 基金は、合併時に全額を持ち寄る。
- (4) 要介護認定事務、保険料督促手数料、給付費、給付に係る事務処理委託については、現行のとおりとする。
- (5) 低所得者利用者負担対策事業は、現行のとおりとする。
- (6) 介護保険事業計画策定事業については、事業計画を統一して策定し実施する。

おおさきかみしまちょう 大崎上島町(広島県)

被保険者の資格管理等にかかわる事務については、3町に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

要介護認定・要支援認定にかかわる事務について、認定審査の実施方法については現行のとおりとする。認定審査会については、現行の機関の共同設置に係る規約を合併の前日に廃し、当該事務を新町に引き継ぐ。

保険給付にかかわる事務については、3町に相違がないので現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。

市町村介護保険事業計画の策定にかかわる事務については、平成14年度末までに3町を一体化とした介護保険事業計画を策定し、新町に引き継ぐ。

保険料の徴収にかかわる事務について、第1号被保険者の保険料については、今後介護保険事業計画の見直し時に再算定する。第1号被保険者の普通徴収納期については、合併時に木江町の第1期・第4期の納期を大崎町、東野町にあわせる。

南アルプス市(山梨県)

介護保険の取り扱いについては、次のようにする。

- (1) 被保険者の資格管理等にかかわる事務については、6町村に相違がないため現行のとおりとし、新町に引き継ぐ。
- (2) 市町村介護保険事業計画の策定については、6町村を一体化とした計画を策定し、平成15年度からの保険料を設定する。

富士河口湖町(山梨県)

介護保険事業計画については、合併する年度の末までに、新たな介護保険事業計画を策定する。

第1号被保険者の保険料については、合併する年度の翌年度から新保険料を設定する。ただし、合併する年度については、現行のとおりとする。

第1号被保険者の普通徴収の納期については、合併する年度の翌年度から8期とする。

いなべ町(三重県)

被保険者の資格管理等に係わる事務については、4町に相違がないため、現行どおり新町に引き継ぐものとする。

保険給付の内容については、4町に相違がないため、現行とおりに新町に引き継ぐものとする。

保険料については、適正な保険料を算定し、統一するものとする。

普通徴収納期については、統一をはかるものとする。

「協議第29号 建設関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-16 建設関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 公的賃貸住宅等の供給計画については、住宅マスタープランを新町において策定する。幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p> <p>2 公営住宅等の敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p> <p>3 緑の基本計画については、新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。</p> <p>4 都市計画マスタープランについては、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>5 都市計画区域については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 道路除排雪事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公的賃貸住宅等の供給計画	<p>【住宅マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成15年度 ・計画期間 平成21年度まで ・目的 全ての住民がゆとりをもって安心して暮すことのできる幕別らしい住環境の形成と効果的な住宅施策の実現を図る。 	<p>【住宅マスタープラン】 該当なし</p>	<p>【住宅マスタープラン】 該当なし</p>	<p>住宅マスタープランを新町において策定する。 幕別町公共賃貸住宅再生マスタープランは、現行のとおり新町に引き継ぎ運用する。ただし、新町において全域を対象とした新たな計画を策定する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公的賃貸住宅等の供給計画（つづき）	<p>【幕別町公共賃貸住宅再生マスタープラン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画年度 平成12～21年度 ・計画の目的 今後の建替再生計画を社会情勢の変化に伴って、公的住宅施策の基本的な方向、指針を総合的・体系的にまとめ上げ、帯広圏での役割を明確化する。 総合的で効率的な建替事業による公的住宅の再生を基礎とする整備計画を策定し、良好な居住環境形成への役割を先導的に担う。 	<p>【公共賃貸住宅再生マスタープラン】</p> <p>該当なし</p>	<p>【公共賃貸住宅再生マスタープラン】</p> <p>該当なし</p>	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公営住宅等	<p>【敷金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 入居時における2カ月分の家賃相当額 ・敷金の減免又は徴収の猶予 入居者または同居者の収入が著しく低額であるとき。 入居者または同居者が病気にかかったとき。 入居者または同居者が災害により著しい損害を受けたとき その他、特別の事情があるとき ・還付 入居者が住宅を明渡すとき、還付する。ただし、未納の家賃又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。 敷金には利子をつけない <p>【共益費】 重ね（二階建て以上）の住宅団地1団地のみ定額で町が徴収（1戸当り400円/月） 他の重ねの住宅団地は自治会負担</p>	<p>【敷金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・徴収金額 連帯保証人のいないもののみ入居時における3カ月分の家賃相当額 ・敷金の減免又は徴収の猶予 幕別町と同一 ・還付 幕別町と同一 <p>【共益費】 該当なし（共用部分の光熱費等は村負担）</p>	<p>【敷金】 該当なし</p> <p>【共益費】 該当なし（共用部分の光熱費等は村負担）</p>	<p>敷金については、幕別町の例により、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、現入居者から新たな徴収は行わない。</p> <p>共益費は、合併する年度の翌年度から入居者負担とする。</p> <p>管理人制度は、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、平成18年3月31日をもって廃止する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
公営住宅等（つづき）	【管理人制度】 各住宅団地に1名管理人を任命し、共益費の集金、修繕すべき箇所の報告、入居者との連絡事務を行っている。	【管理人制度】 該当なし	【管理人制度】 該当なし	
緑の基本計画	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成15年度 ・計画年度 平成32年度まで ・概要 公園整備のほか公共施設及び民有地の緑の保全・育成を進める指針であり、札内西緑化重点地区等の地区設定も行っている。 	該当なし	該当なし	新町において策定する。ただし、新計画が策定されるまでの間は、現計画を新町に引き継ぎ運用する。
都市計画マスタープラン	<ul style="list-style-type: none"> ・策定年度 平成15年度 ・計画年度 平成32年度まで ・概要 都市全体及び地域別の将来像並びに都市づくりの方針として策定している。 	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
都市計画区域	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画区域 8,210 ha 市街化区域 786 ha 市街化調整区域 7,424 ha ・地域指定の状況 用途地域 ア.第一種低層住居専用地域 214 ha イ.第二種低層住居専用地域 6.1ha ウ.第一種中高層住居専用地域 62 ha エ.第二種中高層住居専用地域 171 ha オ.第一種住居地域 51 ha カ.第二種住居地域 31 ha キ.準住居地域 12 ha ク.近隣商業地域 21 ha ケ.商業地域 6.4ha コ.準工業地域 43 ha サ.工業地域 168 ha シ.工業専用地域 0 ha 特別用途地区 ア.特別工業地区 119 ha 準防火地域 27.4ha 地区計画 ア.札内春日町北地区 2.3ha イ.札内桂町西地区 4.3ha ウ.札内北町北地区 4.7ha エ.札内暁町北地区 18.7ha オ.札内若草町南地区 8.1ha カ.札内あかしゃ町北地区 4.6ha キ.札内文京町西地区 4.8ha 平成16年9月に札内北栄地区地区計画を決定予定 	該当なし	該当なし	現行のとおり新町に引き継ぐものとする。

区分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
除排雪事業	<p>【出勤基準】 降雪10cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.排雪は行わない。</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に排雪（平成15年度排雪実績 1回） 幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ排雪</p> <p>歩道（郊外地） ア.幹線及び主要通学路を除雪し、 車道との間に堆積 イ.排雪は行わない。</p> <p>歩道（市街地） ア.幹線及び主要通学路を除雪し、 車道との間に投雪 イ.堆積状況に応じて、雪捨場に排雪（平成15年度排雪実績 1回） 幹線道路、バス路線、交通量の特に多い路線のみ排雪</p>	<p>【出勤基準】 幕別町と同一</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） 幕別町と同一</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.出勤毎に雪捨場に排雪（路外への投雪箇所については行わない。）</p> <p>歩道（郊外地） ア.幹線及び主要通学路を除雪し、 路外に投雪 イ.排雪は行わない。</p> <p>歩道（市街地） ア.幹線及び主要通学路は両側、それ以外の路線は片側を除雪し、 車道又は路外に投雪 イ.出勤毎に雪捨場に排雪（車道投雪分のみ）</p>	<p>【出勤基準】 降雪 8 cm以上</p> <p>【除排雪手法等】 車道（郊外地） 幕別町と同一</p> <p>車道（市街地） ア.両側路肩に押し分け、除雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪（路外への投雪箇所については行わない。） ウ.その後に雪捨場に搬入</p> <p>歩道（郊外地） 該当なし（歩道未設置）</p> <p>歩道（市街地） ア.全路線について、除雪を行い、 車道又は路外に投雪 イ.出勤毎に一時堆積場に排雪（車道投雪分のみ） ウ.その後に雪捨場に搬入</p>	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、地域性及び降雪量等の違いを考慮した上で、新たな除排雪手法等について、新町において調整する。なお、出勤基準は、幕別町及び更別村の例により、合併時に統合する。</p>

先進事例

しゅうなんし 周南市(山口県)

- (1) 市町道等の管理等
市町道等の管理等について
市道、認定外道路、生活道路の3区分で管理するものとし、新たに制度等を創設する。
市町道認定基準について
2市の認定基準を基本に、新たに制度等を創設する。ただし、合併前の市町において、既に市町道に認定されている道路については市道とする。
認定外道路指定基準について
徳山市の例により調整する。
生活道路等について
徳山市の例により調整する。ただし、鹿野町の生活道路整備事業に関する内規による取扱いは、当分の間現行どおりする。
- (2) 都市計画区域及び用途地域
新市移行後も現行どおりとする。なお、都市計画区域や市街化区域と市街化調整区域の区域区分等の見直しを行う場合は、新市の基本構想や都市計画マスタープラン等との整合性をはじめ、都市計画審議会の意見も踏まえ対応する。
- (3) 下水道受益者負担金制度
現行のまま新市に引継ぐこととするが、将来的には賦課についての検討を行うものとする。

いなべ市(三重県)

- 1) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、路線区分については、新市で調整するものとする。
- 2) 町道工事にかかる受益者の費用負担については、合併時に調整する。
- 3) 建設関係事業については、新市建設計画に基づき計画的に実施し、継続事業は引き続き実施する。
- 4) 公営住宅については、適正な管理・運営に努めるものとする。

げろし 下呂市(岐阜県)

建設関係事業

- (1) 町道等の新設・改良事業に関わる用地買収及び報償費については、合併時に調整する。
- (2) 道路占有料については、合併時に統一する。
- (3) 町道及び河川事業分担金については、合併時に廃止する。
- (4) 急傾斜地崩落防止対策事業分担金については、継続事業は現行のまま新市に引き継ぐ。新規採択事業については合併時に統一する。
- (5) 住宅の建設計画については、各町村の作成している住宅マスタープラン等を基に、老朽住宅の建て替え及び適正な維持管理に努めるとともに、公営住宅の供給を推進する。

都市計画関係事業

都市計画については当面現行のとおりとし、新市において全般的に都市計画区域等の見直しを図るものとする。

建設事業

- (1) 道路占用料については、道路法施行令に基づき、合併時に統一する。
- (2) 町道については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市における道路認定基準については、合併時に定める。
- (3) 除雪対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに地域性を考慮した計画を策定する。
- (4) 雨水対策事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後、速やかに地域性を考慮した計画を策定する。
- (5) 道路建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市建設計画に基づき、計画的に実施するものとする。

住宅事業

- (6) 町営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 家賃算定方法については、関係法令の規定に基づき、現行のとおりとする。
- (8) 敷金については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (9) 駐車料金については、合併時まで調整する。
- (10) 住宅管理システムについては、合併後、速やかに調整する。
- (11) 住宅管理補助員の制度については、新市に引き継ぐ。
- (12) 入居者募集の方法については、関係法令の規定に基づき、公募する。
- (13) 連帯保証人については、柴田町及び大河原町の例により新市に引き継ぐ。
- (14) 住宅建設事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、新市において新たに公営住宅ストック総合活用計画及び住宅マスタープランを策定する。

都市計画事業

- (15) 都市計画マスタープラン及び緑の基本計画については、新市において新たに策定する。
- (16) 都市計画区域及び都市計画用途地域は、新市において調整する。ただし、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱う。
- (17) 都市計画道路の計画は、新市において新たに策定する。ただし、実施中の都市計画道路は現行のとおり新市に引き継ぎ、新計画ができるまでの間は、現行のとおり新市において取扱う。
- (18) 土地区画整理事業の指導・支援要綱は、新市において新たに策定する。ただし、実施中の土地区画整理事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (19) 都市公園・広場等の維持管理は、現行のとおり新市に引き継ぎ、管理方法については新市において調整する。
- (20) 都市公園・広場の占用料等については、建設事業により定める道路占用料により合併時に調整する。
- (21) 都市公園及び緑地等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たに整備計画を策定する。
- (22) 公園施設の使用料等については、合併時に、統一する。
- (23) 駐車場及び駐輪場の使用料等については、合併時に、統一する。ただし管理方法については、新市において調整する。
- (24) 大河原町駅前コミュニティセンターの使用料等については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (25) 住居表示については、柴田町の例により新市に引き継ぎ、実施区域は新市において調整する。

「協議第30号 下水道関係事業の取扱いについて」資料

十勝中央合併協議会の調整内容

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い
調整の内容	<p>1 下水道事業及び個別排水処理施設整備事業については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>2 下水道受益者負担金（分担金）については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金（分担金）については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金（分担金）の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(2) 農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3) 農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4) 各事業に係る負担金（分担金）の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>3 個別排水処理施設受益者分担金については、次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、合併時に統一する。</p> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、合併時に再編する。</p> <p>(4) 減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p> <p>4 下水道使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。</p> <p>(2) 使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。</p> <p>(3) 徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

協議項目	22-18 下水道関係事業の取扱い(つづき)
調整の内容	<p>5 個別排水処理施設使用料については、次の区分により調整する。</p> <p>(1) 使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2) 賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3) 徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4) 減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p> <p>6 下水道占用料については、幕別町の例により、合併時に統一する。</p> <p>7 下水道資金貸付制度及び個別排水処理施設資金貸付制度については、更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>8 下水道補助制度については、更別村の例により、合併時に統合する。</p> <p>9 個別排水処理施設補助制度については、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道事業	<p>【幕別町公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 昭和50年度 ・目標年度 平成27年度 <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理面積 計画 257.0ha 認可 226.3ha 整備済 179.9ha ・処理人口 計画 6,300人 認可 6,175人 整備済 4,784人 ・計画汚水量 全体3,430m³/日 認可2,650m³/日 <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨強度 7年確率(28mm/時) <p>【幕別町流域関連公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 昭和59年度 ・目標年度 平成27年度 <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理面積 計画 761.0ha 認可 482.5ha 整備済 432.2ha ・処理人口 計画 18,600人 	<p>【更別村特定環境保全公共下水道事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認可年度 平成9年度 ・目標年度 平成29年度 <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理面積 計画 121.0ha 認可 110.0ha 整備済 87.6ha ・処理人口 計画 1,800人 認可 1,750人 整備済 1,728人 ・計画汚水量 全体 850m³/日 認可 820m³/日 <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雨強度 10年確率(30mm/時) <p>【上更別地区農業集落排水事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認年度 平成11年度 ・目標年度 平成15年度完了 <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理面積 計画 11.4ha 整備済 11.4ha ・処理人口 	<p>【忠類地区農業集落排水事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認年度 平成6年度 ・目標年度 平成12年度完了 <p>(汚水)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処理面積 計画 123.9ha 整備済 112.0ha ・処理人口 計画 1,600人 整備済 1,240人 ・計画汚水量 全体 528m³/日 <p>(雨水)</p> <ul style="list-style-type: none"> なし 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道事業 (つづき)	認可 18,160人 整備済 16,616人 ・計画汚水量 全体7,320m ³ /日 認可6,690m ³ /日 整備済は平成15年度末現在 (雨水) ・降雨強度 10年確率(31mm/時) ・雨水ポンプ所 2カ所	整備済 108人 ・計画汚水量 全体 66m ³ /日 整備済は平成15年度末現在 (雨水) なし		
下水道受益者負担金(分担金)	【対象事業】 公共下水道事業、流域関連公共下水道事業 【負担金の額】 ・土地の面積に1m ² 当たり380円を乗じて得た額 【賦課】 供用開始の年度に公告し翌年度に賦課 【徴収】 ・納付方法 分割納付 5年 (一括納付制度あり) ・負担金の納期 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 12月1日～同月25日	【対象事業】 特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業 【分担金の額】 ・公共枮1基又は建物1戸当たり70,000円 【賦課】 排水設備の接続があった年度の翌年度に賦課 【徴収】 ・納付方法 分割納付 2年 (一括納付制度あり) ・分担金の納期 第1期 7月11日～同月31日 第2期 9月11日～同月30日 第3期 11月11日～同月30日 第4期 1月11日～同月31日	該当なし	次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した負担金(分担金)については、新町に引き継ぐものとする。 (1)公共下水道事業、流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業地域の負担金(分担金)の額及び賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。 (2)農業集落排水事業地域の分担金の額については、現行のと

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道受益者 負担金（分担 金） （つづき）	<p>・各納期の負担金の額は各受益者の当該年度の負担金の額を4で除して得た額</p> <p>【減免】</p> <p>国又は地方公共団体が、公用に供し又は供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、その企業の用に供している土地に係る受益者</p> <p>国又は地方公共団体が、公共の用に供することを予定している土地に係る受益者</p> <p>公の生活扶助により保護を受けている受益者、その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者</p> <p>事業のため、土地、物件、労力又は金銭を提供した受益者</p> <p>前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められる土地に係る受益者</p>	<p>・各納期の分担金の額は、各受益者の分担金の額を8で除して得た額</p> <p>【減免】</p> <p>生活保護法により保護を受けている受益者</p> <p>前記に掲げる場合のほか、その状況により特に負担金を減免する必要があると認められた受益者</p>		<p>おり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に統一する。</p> <p>(3)農業集落排水事業地域の分担金の賦課については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。ただし、忠類地区については、更別村の例により、平成20年度に再編する。</p> <p>(4)各事業に係る負担金(分担金)の徴収及び減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容																		
	幕別町	更別村	忠類村																			
下水道使用料	【使用料の額】 消費税抜き ・月額 (一般用)	【使用料の額】 消費税込み ・月額 (一般用)	【使用料の額】 消費税込み ・月額 (一般用)	次の区分により調整する。 (1)使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度に統一する。 (2)使用水量の認定及び賦課については、使用料の設定に合わせて、平成19年度に再編する。 (3)徴収については、幕別町の例により、合併時に統合する。 (4)減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m³まで</td> <td>1,160円</td> </tr> <tr> <td>10m³を超えるもの</td> <td>1 m³につき117円</td> </tr> </tbody> </table>	排出量	金額		10m ³ まで	1,160円	10m ³ を超えるもの	1 m ³ につき117円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10m³まで</td> <td>1,400円</td> </tr> <tr> <td>10m³を超えるもの</td> <td>1 m³につき140円</td> </tr> </tbody> </table>	排出量	金額	10m ³ まで	1,400円	10m ³ を超えるもの	1 m ³ につき140円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8 m³まで</td> <td>1,300円</td> </tr> <tr> <td>8 m³を超えるもの</td> <td>1 m³につき140円</td> </tr> </tbody> </table>	排出量	金額	8 m ³ まで	1,300円	8 m ³ を超えるもの	1 m ³ につき140円
	排出量	金額																				
	10m ³ まで	1,160円																				
	10m ³ を超えるもの	1 m ³ につき117円																				
	排出量	金額																				
	10m ³ まで	1,400円																				
	10m ³ を超えるもの	1 m ³ につき140円																				
	排出量	金額																				
	8 m ³ まで	1,300円																				
8 m ³ を超えるもの	1 m ³ につき140円																					
(公衆浴場)		(団体用)																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>100m³まで</td> <td>2,912円</td> </tr> <tr> <td>100m³を超えるもの</td> <td>1 m³につき30円</td> </tr> </tbody> </table>	排出量	金額	100m ³ まで	2,912円	100m ³ を超えるもの	1 m ³ につき30円		<table border="1"> <thead> <tr> <th>排出量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20m³まで</td> <td>3,300円</td> </tr> <tr> <td>20m³を超えるもの</td> <td>1 m³につき140円</td> </tr> </tbody> </table>	排出量	金額	20m ³ まで	3,300円	20m ³ を超えるもの	1 m ³ につき140円								
排出量	金額																					
100m ³ まで	2,912円																					
100m ³ を超えるもの	1 m ³ につき30円																					
排出量	金額																					
20m ³ まで	3,300円																					
20m ³ を超えるもの	1 m ³ につき140円																					
【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 その使用水量とする。使用水量の決定は使用水量を測定し得る機器があるときは、計測装置により測定された水量により、計測機器がないときは次の基準により認定	【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を排除した場合 使用水量を測定し得る機器が設置されているときは、それにより測定された水量とし、それがないときは次の基準により認定	【使用水量の認定】 水道水を使用した場合 水道の使用水量 水道水以外の水を使用した場合 揚水量とする。この場合の揚水量の決定は、揚水量測定器又は揚水量を測定し得る機器があるときは、それにより測定された水量により、それがないときは、次の基準により認定																				
~基準~ ア.家事にのみ使用する場合	~基準~ ア.家事にのみ使用する場合	~基準~ ア.家事にのみ使用する場合																				

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道使用料 (つづき)	<p>1戸5人まで10m³。1人増すごとに2m³、浴槽1個につき3m³、水洗式大便器1個につき2m³、水洗式小便器1個につき1m³、大小兼用便器1個につき3m³。</p> <p>1.その他の場合 使用状況等を考慮して決定水道水と水道水以外の水を併用する場合 との合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 使用日数2分の1以下は、使用水量を翌月又は前月使用料に加算 使用日数2分の1を超える場合は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月末日</p> <p>【減免】 公益上その他特別の事情があると認めるとき</p>	<p>使用者2人まで10m³。1人増すごとに5m³、し尿に関する汚水量は、1人につき1m³。</p> <p>1.その他の場合 使用状況等を考慮して決定水道水と水道水以外の水を併用した場合 との合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 使用日数15日以下で使用水量が基本水量の2分の1以下は、基本料金の2分の1の額 使用日数16日以上又は15日以下でも使用水量が2分の1以上は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月25日</p> <p>【減免】 幕別町と同一</p>	<p>1人当たり2m³。浴槽1個につき3m³、水洗式大便器1個につき2m³、水洗式小便器1個につき1m³、大小兼用便器1個につき3m³。</p> <p>1.その他の場合 使用状況等を考慮して決定水道水と水道水以外の水を併用した場合 との合算値</p> <p>【賦課】 使用料は1月ごとに賦課 基本料金に満たない場合 使用日数10日以内は3分の1の額 使用日数10日から20日以内は3分の2の額 使用日数20日超は、1月の額</p> <p>【徴収】 ・納期 使用水量を決定した日の属する翌月21日</p> <p>【減免】 幕別町と同一</p>	

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道占用料	通路・作業場等 1㎡につき月額50円 電柱・支柱等 1本につき月額50円 水道管・ガス管等 1mにつき月額5円	該当なし	該当なし	幕別町の例により、合併時に統一する。
下水道資金貸付制度	【水洗便所改造等資金貸付制度】 ・貸付対象 公共下水道の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く ・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還	【排水設備改造資金貸付制度】 ・貸付対象 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において村の設置する公共桝に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事とし、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く ・貸付限度額 1基につき60万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を60カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還	【排水設備改造資金貸付制度】 ・貸付対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む ・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還	更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
下水道補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 公共下水道の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者 ・補助金額 改造する便器1基につき4万円（最高2基まで） 	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 公共下水道及び農業集落排水の処理区域内において村の設置する公共柵に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事とし、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 排水設備改造資金の融資を受けていない者 ・補助金額 供用開始の公示後、1戸につき 1年未満 5万円 1年以上2年未満 4万円 2年以上3年未満 3万円 	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 農業集落排水の処理区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、処理区域になった日から3年以内の工事を対象 下記の特例の補助(1)のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者 ・補助金額 通常の補助 1戸につき10万円以内 特例の補助(1) 1戸につき3万円以内 特例の補助(2) 1戸につき壁面線までの距離が30mを超える場合はその超えた分の工事費を全額補助 及び は、 の上乗せ補助 	<p>更別村の例により、合併時に統合する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設整備事業	<p>【幕別地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画年度 平成7年度 ・区域 公共下水道認可区域外 ・事業期間 平成8年度～平成20年度 ・設置規模 5人槽～50人槽 ・計画基数 239基 ・設置基数 172基 平成15年度末現在 <p>【札内地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画年度 平成7年度 ・区域 流域関連公共下水道認可区域外 ・事業期間 平成8年度～平成20年度 ・設置規模 5人槽～50人槽 ・計画基数 260基 ・設置基数 156基 平成15年度末現在 	<p>【更別地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画年度 平成13年度 ・区域 公共下水道認可区域外及び農業集落排水区域外 ・事業期間 平成14年度～平成23年度 ・設置規模 5人槽～20人槽 ・計画基数 215基 ・設置基数 98基 (うち無償譲受分54基) 平成15年度末現在 	<p>【忠類地区個別排水処理施設整備事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画年度 平成11年度 ・区域 農業集落排水区域外 ・事業期間 平成12年度～平成15年度 ・設置規模 5人槽～10人槽 ・計画基数 80基 ・設置基数 69基 平成15年度末現在 	<p>現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容																				
	幕別町	更別村	忠類村																					
個別排水処理施設受益者分担金	<p>【分担金の額】</p> <p>5人槽 92,000円 6人槽 124,000円 7人槽 153,000円 8人槽 172,000円 10人槽 229,000円 11～20人槽 310,000円 21～30人槽 513,000円 31～40人槽 673,000円 41～50人槽 862,000円</p> <p>【賦課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽を設置した年度に賦課 <p>【徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付方法 一括納付（分割納付制度なし） 納期 設置した翌月末日 	<p>【分担金の額】</p> <p>5人槽 110,000円 6人槽 120,000円 7人槽 140,000円 8人槽 150,000円 10人槽 180,000円 11～20人槽 260,000円</p> <p>【賦課】</p> <ul style="list-style-type: none"> 浄化槽を設置した翌年度に賦課 <p>【徴収】</p> <ul style="list-style-type: none"> 納付方法 分割納付 5年（一括納付制度あり） 納期 第1期 7月11日～同月31日 第2期 9月11日～同月30日 第3期 11月11日～同月30日 第4期 1月11日～同月31日 各納期の額は、各受益者の分担金の額を20で除して得た額 	該当なし	<p>次の区分により調整する。ただし、合併前に決定した分担金については、新町に引き継ぐものとする。</p> <p>(1) 分担金の額については、次のとおり合併時に統一する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>人槽別</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5人槽</td> <td>92,000円</td> </tr> <tr> <td>6人槽</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td>7人槽</td> <td>140,000円</td> </tr> <tr> <td>8人槽</td> <td>150,000円</td> </tr> <tr> <td>10人槽</td> <td>180,000円</td> </tr> <tr> <td>11～20人槽</td> <td>260,000円</td> </tr> <tr> <td>21～30人槽</td> <td>513,000円</td> </tr> <tr> <td>31～40人槽</td> <td>673,000円</td> </tr> <tr> <td>41～50人槽</td> <td>862,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 賦課については、更別村の例により、合併時に再編する。</p>	人槽別	金額	5人槽	92,000円	6人槽	120,000円	7人槽	140,000円	8人槽	150,000円	10人槽	180,000円	11～20人槽	260,000円	21～30人槽	513,000円	31～40人槽	673,000円	41～50人槽	862,000円
人槽別	金額																							
5人槽	92,000円																							
6人槽	120,000円																							
7人槽	140,000円																							
8人槽	150,000円																							
10人槽	180,000円																							
11～20人槽	260,000円																							
21～30人槽	513,000円																							
31～40人槽	673,000円																							
41～50人槽	862,000円																							

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設受益者分担金 (つづき)	<p>【減免】</p> <p>生活保護法により保護を受けている受益者その他これに準ずる特別の事情があると認められる受益者 事業のため、費用の一部を負担し、又は土地若しくは物件を提供した受益者 前記に掲げる受益者のほか、その状況により特に分担金を減免する必要があると認められる家屋に係る受益者</p>	<p>【減免】</p> <p>生活保護法により保護を受けている受益者 前号に掲げる場合のほか、その状況により特に減免する必要があると認められた受益者</p>		<p>(3)徴収については、次のとおり合併時に再編する。</p> <p>納付方法 分割納付 5年 (一括納付制度あり)</p> <p>納期</p> <p>第1期 6月16日 ~ 同月30日</p> <p>第2期 8月16日 ~ 同月31日</p> <p>第3期 10月16日 ~ 同月31日</p> <p>第4期 12月1日 ~ 同月25日</p> <p>(4)減免については、幕別町の例により、合併時に再編する。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容																																				
	幕別町	更別村	忠類村																																					
個別排水処理施設使用料	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table> <tr><td>5人槽</td><td>2,600円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>2,900円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>3,200円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>3,500円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>4,200円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>21～30人槽</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>31～40人槽</td><td>10,300円</td></tr> <tr><td>41～50人槽</td><td>13,600円</td></tr> </table> <p>【賦課】 使用開始月から賦課 15日未満 月額の2分の1 15日以上 月額</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月30日まで</p> <p>【減免】 公益上その他特別の理由があるとき</p>	5人槽	2,600円	6人槽	2,900円	7人槽	3,200円	8人槽	3,500円	10人槽	4,200円	11～20人槽	5,400円	21～30人槽	7,700円	31～40人槽	10,300円	41～50人槽	13,600円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table> <tr><td>5人槽</td><td>4,000円</td></tr> <tr><td>6人槽</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>4,500円</td></tr> <tr><td>8人槽</td><td>5,000円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>5,100円</td></tr> <tr><td>11～20人槽</td><td>6,000円</td></tr> </table> <p>【賦課】 使用開始月の翌月から賦課</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月25日</p> <p>【減免】 幕別町と同一 浄化槽無償譲渡者に対し減免を適用（H18年度まで）</p>	5人槽	4,000円	6人槽	4,300円	7人槽	4,500円	8人槽	5,000円	10人槽	5,100円	11～20人槽	6,000円	<p>【使用料の額】 消費税込み ・月額</p> <table> <tr><td>5人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>7人槽</td><td>2,560円</td></tr> <tr><td>10人槽</td><td>2,560円</td></tr> </table> <p>【賦課】 幕別町と同一</p> <p>【徴収】 ・納期 毎月月末</p> <p>【減免】 幕別町と同一 マンホールポンプ使用者に対し減免を適用</p>	5人槽	2,560円	7人槽	2,560円	10人槽	2,560円	<p>次の区分により調整する。</p> <p>(1)使用料の額については、合併する年度の翌年度に更別村の使用料を基準に新たな使用料を設定し、平成19年度以降4年度の経過措置により段階的に調整し統一する。</p> <p>(2)賦課については、使用料の設定に合わせて、幕別町及び忠類村の例により、平成19年度に統合する。</p> <p>(3)徴収については、忠類村の例により、合併時に統合する。</p> <p>(4)減免については、現行のとおり新町に引き継ぐものとする。</p>
5人槽	2,600円																																							
6人槽	2,900円																																							
7人槽	3,200円																																							
8人槽	3,500円																																							
10人槽	4,200円																																							
11～20人槽	5,400円																																							
21～30人槽	7,700円																																							
31～40人槽	10,300円																																							
41～50人槽	13,600円																																							
5人槽	4,000円																																							
6人槽	4,300円																																							
7人槽	4,500円																																							
8人槽	5,000円																																							
10人槽	5,100円																																							
11～20人槽	6,000円																																							
5人槽	2,560円																																							
7人槽	2,560円																																							
10人槽	2,560円																																							

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設資金貸付制度	<p>【水洗便所改造等資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において既設住宅の便所を水洗式に改造するため及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く ・貸付限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還 	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 個別排水処理施設の処理区域内において村の設置する排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事とし、設置後1年以内の工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事は除く ・貸付限度額 1基につき60万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を60カ月以内の無利子とし、1万円の元金均等の方法による月賦償還 	<p>【排水設備改造資金貸付制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下水道に関する他の条例による補助金の交付を受けた工事を含む ・貸付の限度額 1基につき50万円(1戸につき2基まで貸付可能) ・貸付金の償還 償還期間を50カ月以内の無利子とし、元金均等の方法による月賦償還 	<p>更別村の例により、合併時に統合する。ただし、合併前に決定した貸付については、新町に引き継ぐものとする。</p>

区 分	現 況			調整の具体的内容
	幕別町	更別村	忠類村	
個別排水処理施設補助制度	<p>【水洗便所設置補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 個別排水処理施設の処理区域内において建物を所有し、又は所有者の同意を得て、当該建物の汲み取り便所を、自己資金をもって水洗便所に改造するため便器、洗浄用具及びこれに伴う給水装置及び排水設備を設置するための工事で、設置後の期限は特に定めていない 水洗便所改造等資金貸付の融資を受けていない者 ・補助金額 改造する便器 1 基につき 4 万円（最高 2 基まで） 	該当なし	<p>【排水設備改造資金補助制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象 個別排水処理施設の区域内にある家屋の所有者又はその所有者の同意を得た者で、平成15年度までに設置した個別排水処理施設に接続する工事を対象 下記の特例の補助のみ排水設備改造資金の融資を受けていない者 ・補助金額 通常の補助 1 戸につき10万円以内 特例の補助 1 戸につき 3 万円以内 は、 の上乗せ補助 	<p>次のとおり合併時に再編する。</p> <p>補助対象 排水処理施設に接続するため、既設の便所を水洗式に改造、又は排水設備を設置するための工事で、設置後 1 年以内の工事を対象</p> <p>補助金額 1 戸につき 5 万円</p>

3 町村の下水道等水洗化人口及び水洗化率

町村名	行政区域内人口	下水道				個別排水処理施設	合計
		国土交通省所管			農林水産省所管	総務省所管	
		公共下水道事業	流域関連公共下水道事業	特定環境保全公共下水道事業	農業集落排水事業	個別排水処理施設整備事業	
		主として市街化区域における下水を排除し又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの。	主として市街化区域における下水を排除し、流域下水道に接続し、地方公共団体が管理する下水道。	公共下水道のうち市街化調整区域外において下水を排除し、地方公共団体が管理する下水道で概ね1,000人から10,000人を対象とする。	主として農業振興地域内の農業集落における汚水を処理する施設で概ね1,000人以下を対象とする。	市町村が単年度概ね20戸未満の住宅について合併浄化槽を設置し管理するもの。	
幕別町	25,422人	4,604人	15,698人			1,345人	21,647人 85.2%
更別村	3,453人			1,520人	88人	604人	2,212人 64.1%
忠類村	1,837人				1,084人	305人	1,389人 75.6%
合計	30,712人	4,604人	15,698人	1,520人	1,172人	2,254人	25,248人 82.2%

行政区域内人口は、平成16年3月末日現在の住民基本台帳登録人口

上段数字 = 平成16年3月末日現在の処理区域内水洗化人口

下段数値 = 水洗化率

一般家庭における下水道使用料管内市町村比較

< 1 カ月当たりの使用料（消費税込み） >

使用水量	10m ³		20m ³		30m ³	
	料金 順位	料金 順位	料金 順位	料金 順位	料金 順位	料金 順位
幕別町	1,218円	17	2,446円	18	3,675円	18
更別村	1,400円	7	2,800円	7	4,200円	6
忠類村	1,580円	3	2,980円	3	4,380円	3
帯広市	1,354円	13	2,709円	13	4,189円	9
音更町	1,396円	10	2,793円	10	4,189円	9
土幌町	1,410円	6	2,810円	6	4,210円	5
上土幌町	1,200円	18	2,200円	20	3,200円	20
鹿追町	1,376円	12	2,756円	12	4,136円	13
新得町	1,200円	18	2,400円	19	3,600円	19
清水町	1,560円	4	2,860円	5	4,160円	12
芽室町	1,450円	5	2,899円	4	4,348円	4
中札内村	1,400円	7	2,800円	7	4,200円	6
大樹町	1,250円	16	2,500円	16	3,750円	16
広尾町	1,600円	2	3,200円	2	4,800円	2
池田町	1,680円	1	3,360円	1	5,040円	1
豊頃町	1,120円	20	2,520円	15	3,920円	15
本別町	1,380円	11	2,780円	11	4,180円	11
足寄町	1,400円	7	2,800円	7	4,200円	6
陸別町	1,300円	14	2,500円	16	3,700円	17
浦幌町	1,300円	14	2,700円	14	4,100円	14

一般家庭における個別排水処理施設使用料の比較

< 1 カ月当たりの使用料（消費税込み） >

人槽別	5人槽	6人槽	7人槽	8人槽	10人槽
幕別町	2,600円	2,900円	3,200円	3,500円	4,200円
更別村	4,000円	4,300円	4,500円	5,000円	5,100円
忠類村	2,560円		2,560円		2,560円
帯広市	水道メーターによる従量制				
音更町	3,045円		3,570円		4,935円
士幌町	該当施設なし				
上士幌町	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
鹿追町	2,040円	2,040円	2,040円	2,040円	2,040円
新得町	該当施設なし				
清水町	該当施設なし				
芽室町	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円	2,900円
中札内村	該当施設なし				
大樹町	2,600円		2,600円		2,600円
広尾町	3,900円		4,600円		5,700円
池田町	該当施設なし				
豊頃町	該当施設なし				
本別町	3,095円	3,490円	3,872円	4,243円	5,020円
足寄町	該当施設なし				
陸別町	該当施設なし				
浦幌町	3,300円	4,000円	4,700円	5,400円	6,800円

先進事例

ささやまし 篠山市(兵庫県)

- (1) 下水道使用料については、篠山町の例による。
- (2) 生活排水処理事業に係る受益者負担金については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 都市計画下水道事業負担金については、現行のとおりとする。
 - イ 特定環境保全公共下水道事業及び農業集落排水事業分担金については、篠山町の例による。
- (3) 生活排水処理事業に係る加入及び管理等については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 農業集落排水事業新規加入者分担金については、現行のとおりとする。
 - イ 農業集落排水施設管理については、西紀町及び今田町の例による。
- (4) 生活排水処理事業にかかる助成制度については、次のとおり実施するものとする。
 - ア 水洗便所改造資金助成制度については、西紀町及び今田町の例による。
 - イ 合併処理浄化槽設備整備事業補助額については、集合処理区域の負担額と設置額を比較積算のうえ合併時に調整する。
 - ウ 水洗便所及び排水設備整備資金利子補給制度については、篠山町の例による。
- (5) 下水道事業基金については、合併時に合計額をもって基金を設置する。

やまがたし 山県市(岐阜県)

- ・ 農業集落排水施設使用料金については、当分の間、現行のとおりとする。ただし、負担の公平性の観点から、新市において、従量制による料金体系の構築を図る。
- ・ 新規加入負担金については、高富町の例による。

おおさきかみじまちょう 大崎上島町(広島県)

下水道使用料については、合併時までに調整する。
下水道分担金については、合併時までに調整する。
特定環境公共下水道事業の取扱いについては、大崎町の事業は、現行どおり新町に引継ぐものとし、木江町の事業については、新町建設計画に計上し、計画的に実施するものとする。
農業集落排水事業の取扱いについては、現行のとおり新町に引継ぐものとする。
漁場集落排水事業の取扱いについては、現行のとおり新町に引継ぐものとする。

ふじかわくちこまち 富士河口湖町(山梨県)

- (1) 使用料金及び管理方法については、当面現行のとりとするが、統一に向けて新町において調整する。
- (2) 事業会計については、合併時に統一し、下水道特別会計、精進特定環境保全公共下水道特別会計及び本栖下水道の維持管理については、新町においても引き続き管理組合に委託する。
- (3) 水洗便所等改造資金融資あっせん制度については、新町においても継続する。

大崎市(宮城県 合併予定 平成17年4月1日)

- 1 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の取扱いについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、事業の推進を図る。
- 2 公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽市町村整備推進事業の下水道使用料金については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成19年度に古川市の料金及び料金体系を基本に統一に向け検討する。なお、統一にあたっては、大口需要者に配慮した料金とする。
- 3 受益者負担金(分担金)については、次のとおり調整する。
 - (1) 公共下水道事業における受益者負担金(分担金)の取扱いについては、下水道処理区毎に現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の下水道計画の策定に合わせて調整を図る。
 - (2) 農業集落排水事業の受益者分担金については、合併時に事業が継続中の地区は処理区毎に現行のとおりとし、新市において事業を開始する地区は、新たに分担金を設定する方向で調整する。
 - (3) 浄化槽市町村整備推進事業の受益者分担金は、現行のとおり新市に引継ぐものとする。
 - (4) 各事業に係る受益者負担金(分担金)の徴収方法については、5年分割又は一括納付とする。徴収猶予及び減免については、事業毎に合併時に統一を図る。なお、一括納付に係る納付特例及び報奨金制度については、平成19年度の下水道使用料の統一まで継続する。
 - (5) 各事業に係る納期については、6月・9月・12月・翌年2月の4期とする。
- 4 排水設備設置整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市建設計画及び下水道計画との整合性を図り、浄化槽市町村整備推進事業への移行を含め検討する。
- 5 排水設備工事指定店の保証金、指定手数料及び排水設備等工事責任者登録手数料については、合併時に廃止する。
- 6 助成制度の取扱いについては、次のとおりとする。
 - (1) 水洗便所等改造資金及び浄化槽設置に伴う水洗便所等改造資金の融資斡旋制度については、新市において新たに創設する。
 - (2) 排水設備等設置助成については、合併時に廃止する。